

第1編 総務

企画

秘書・広報・広聴・シティプロモーション

財政

市税

財産管理

出納・物品

工事検査

人事・福利厚生

デジタル化

情報公開・個人情報保護

第1章 企画

企画政策課、資産経営課、行政総務課

第1節 総合計画・企画調整

少子高齢化の進行、人口減少社会への移行、ライフスタイルの多様化、防災・安全意識の高まり、グローバル社会の進展、環境・資源エネルギー問題の顕在化など大きな時代の変革の中で、行政に対する市民ニーズも多様化、高度化し、行政が担う役割はますます大きくなっている。また、地方分権の流れが一段と進む中で、住民に最も身近な自治体として、創意と工夫を活かしたまちづくりを進めることが必要である。一方、日本経済の動向をみると、世界的な物価上昇下において、円安方向への為替変動に加え、ロシアのウクライナ侵攻に端を発する原油価格・物価高騰等により、国の財政も地方財政も依然として厳しい状況である。

これら山積する行政課題に対し、効率的な取組を行うためには、確かな指針とそれを支える具体的計画により、市民と一体となって行政運営に努めていくことが必要であり、計画の円滑な推進を図るためには、総合的な企画・調整の役割がより重要となっている。

1 総合計画の推進

(1) 経過

ア 新市建設計画（昭和36年3月決定）

計画期間（昭和35年度～昭和44年度、10年）

イ 平塚市総合開発計画（昭和45年2月決定）

計画期間（昭和45年～昭和64年、20年）

ウ 第二次平塚市総合開発計画（昭和55年1月決定）

計画期間（昭和55年～昭和69年、15年）

エ 新平塚市総合計画（昭和63年2月決定）

計画期間（昭和63年～平成22年、23年）

オ 平塚市総合計画（平成19年6月決定）

計画期間（平成19年度～平成28年度、10年）

カ 平塚市総合計画 ～ひらつかNEXT～（平成28年2月策定）

計画期間（平成28年度～令和5年度、8年間）

キ 平塚市総合計画 ～ひらつかVISION～（令和6年2月策定）

本市の市政運営を総合的、計画的に進めていくための基本となる計画であり、市民が幸せに暮らせるまちを目指し、まちづくりの指針の実現に向けて推進していくものとして、また、それぞれの地域が抱える社会課題などを踏まえて、地域の個性や魅力を生かす地域ビジョンを掲げた「地方版総合戦略」と一体的に策定した。

基本計画 令和6年度～令和13年度 8年間

実施計画 令和6年度～令和8年度 3年間（3年間を見据えながら、毎年度見直し）

なお、次の分野に位置付けた分野別施策と、重点戦略を推進することで、自治基本条例で定めた「まちづくりの指針」を実現することとしている。

<分野別施策>

- ・本市の市政運営を総合的に進めるための基本的な方向性となるもの

分野1「子ども・子育て、教育」

分野2「健康、福祉」

分野3「共生、文化芸術、スポーツ」

分野4「安心・安全、都市基盤、交通」

分野5「産業、雇用、環境」

<重点戦略>

- ・人口減少社会への対応として効果が高い取組を取りまとめたもの

「子どもを育む環境づくり」

「活気あふれる産業づくり」

「高齢者の想いに寄り添う環境づくり」

「安心・安全で快適なまちづくり」

(2) 進行管理

総合計画の適正な推進を図るため、財務会計システムと連携した行政評価システムによる進行管理を行っている。

令和6年度は、令和5年度に事業計画のあった実施計画事業について、同システムを活用して進行管理を行った。

2 政策決定・調整機能

市行政の重要な運営方針、施策等を審議するために庁議を開催している。また、市行政の円滑な運営を図るため、部長会議を開催するとともに、庁内調整の必要な案件について、関係部課での調整を行っている。

3 広域行政の推進

(1) 3市3町広域行政推進協議会

平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町及び中井町が相互に連絡協調と融和を図るとともに、行政上の諸施策の共同化を推進し、もってこの地域の一体的な発展を図る目的で組織し、広域行政上の課題の解決に向けて、県に対する要望活動を行っている。

(2) 平塚市・茅ヶ崎市広域連携推進協議会

相模川と湘南海岸の恵まれた自然環境を共有する両市の広域連携を推進することにより、両市の活発な交流と市民サービスの向上を図る目的で組織されている。

事業としては、市民交流、職員交流、防災に係る連携、その他の事業を推進し、広域連携を図っている。

4 大学交流の推進

東海大学との交流事業は昭和61年4月、神奈川大学との交流事業は平成3年4月から開始し、大学からの審議会・研修会への人材派遣、地域行事への参加、実習生の受け入れ、施設利用の協力等を行っている。

市民・大学交流事業は、平塚市民・大学交流委員会により、文化・生涯学習、スポーツ、福祉、環境、観光・産業の各分野において令和6年度は12事業が実施された。

5 職員提案・業務改善報告制度の推進

この制度は、職員の意識改革及び組織の活性化を図り、行政運営の効率化及び市民サービスの一層の向上に寄与することを目的としており、職員提案は、自己の所属する課以外の課が所掌する事務又は事業に関する業務の改善提案を、業務改善報告は、自己の所属する課に関わる業務の改善報告を対象としている。

令和6年度は、職員提案及び業務改善報告の他、特別行事としてデジタル改善報告を実施した。デジタル改善報告は対象のデジタルツールを使用した自己の所属する課に関わる業務の改善報告を対象としている。

職員提案、業務改善報告及びデジタル改善報告の募集に際して、職員提案66件、業務改善報告392件、デジタル改善報告49件が提出された。その中から、職員提案8件、業務改善報告11件、デジタル改善報告3件を表彰した。また、業務改善報告で、各課から推薦された報告の中から、庁内アンケート11位以下の報告者を対象に、無作為に10件抽選し、ピカ@イチ賞として褒賞対象とした。評価の高かった主な職員提案・業務改善報告として、次のものがあった。

- | | | |
|-----------|----------|-------------------------------------|
| ○職員提案 | 1級 | 各課締結の単価契約を集約しポータルに掲示する |
| ○業務改善報告 | 改善1級 | 映像をつなぐ、命をつなぐ。平塚版Live119
導入に向けた試み |
| ○デジタル改善報告 | デジタル改善1級 | 【借用依頼書の提出不要】物品貸出簿 |

第2節 行財政改革の推進

1 行財政改革の取組

本市の行財政改革は、昭和60年12月に行政改革大綱を策定して以降、市民ニーズや社会経済情勢等を踏まえた基本項目を定め、第1次から第7次にわたり取組を進めてきた。

第8次行財政改革（令和6年度から令和13年度までの2期8年間）では、引き続き行政サービスの向上やその効率的な実施に取り組んでいくとともに、今後の更なる人口減少や高齢化の進行等により様々な課題が顕在化する状況にあっても、必要な行政サービスを安定して提供することができる行財政運営を確立していくために、「行政サービスの向上」「行政サービスの最適化」「健全財政の維持」「人・組織の活性化・最適化」の4点を改革テーマに掲げ、取組を推進していくこととした。

第8次第1期（令和6年度から令和9年度まで）の初年度である令和6年度は、「平塚市行財政改革計画（2024-2027）」に基づき、窓口サービスのDX推進事業や債権の適正な管理事業など22事業に取り組んだ。

これら行財政改革に係る取組については、市長を本部長とする「平塚市行財政改革推進本部」において進捗を管理し、その成果を広報ひらつかや市ホームページ等で公表している。

2 資産活用

ネーミングライツ導入推進事業においては、自主財源の確保とともに、市民サービスの向上及び地域の活性化を図るため、ネーミングライツパートナーの募集を行っている。令和6年度は、平成26年4月から「バッティングパレス相石スタジアムひらつか」の愛称で導入した平塚球場、平成28年4月から「木村植物園湘南ひらつかパークゴルフ場」の愛称で導入した湘南ひらつかパークゴルフ場の2件のネーミングライツ契約を更新し、契約期間は、平塚球場、湘南ひらつかパークゴルフ場ともに令和10年3月までとなった。

令和6年度末におけるネーミングライツ契約施設は16施設となっている。

指定管理者制度の推進では、令和7年4月に指定管理者を更新する平塚市福祉会館及び平塚市西部福祉会館の事業者選定を行った。令和6年度末の制度導入施設は38施設となっている。また、指定管理者制度導入施設のモニタリング指針に基づき、全施設を対象とする第一次評価（自己評価）、第二次評価（主管課評価）のほか、現指定期間3年目となる平塚市余熱利用施設及び平塚市北図書館・平塚市西図書館・平塚市南図書館を対象とする第三次評価（外部委員を含む第三者評価）を行った。

第3節 自治基本条例の普及・啓発

地方分権一括法が施行され、地方分権時代が到来し、地方自治体は、国と対等・協力の関係に位置付けられ、住民の意思に基づいた自己決定や自己責任が求められている。また、住民自治の充実が叫ばれる中、住民との新たな協働の仕組みの構築を求められている。このような背景を踏まえ、住民と行政、あるいは議会が適正な役割分担のもと、地域を運営していくための基本的なルールを条例として定めたものが「自治基本条例」である。

平塚市自治基本条例は、平成18年9月平塚市議会定例会で可決され、平成18年10月1日に公布・施行した。

制定された自治基本条例を市民に広く周知するため、「平塚市自治基本条例の手引き」や「ビジュアル版(絵葉書)」を随時配布するとともに、市職員研修などによる普及・啓発を図っている。

第4節 行政管理

1 時代の進展に対応する事務の展開

本市は、それぞれの時代背景の下、自主的・計画的に行政運営の効率化・簡素化に取り組んできた。

しかしながら、急激な少子高齢化の進展や情報化社会への移行等、時代の大きな変化に伴って、行政需要の多様化・高度化は更に進むと想定されている。

加えて地方分権改革が進み、自らの地域のことは自らの責任において決定していくという地域主権の実現に向けて、地域の将来を見据えた自治のしくみづくりに取り組むことが求められるようになり、限られた財源を有効に活用し、ムリ・ムダをなくして効率的な行政運営を図ることによって健全な財政を保ち、将来にわたって持続可能な体制を整える必要がある。

自治基本条例や総合計画の理念に則り、市民の参加・参画による「協働」の自治を推進するた

めに、改めて、市民の暮らしの視点に立って、職務と事務事業の目標を明確にして各部署の連携・調整を密にし、質の高い市民サービスを提供していくことが期待されている。

2 文書管理

ファイリング・システムにより、文書を迅速、正確に保管、保存して、いつでも取り出して利用できるように努めている。また、文書事務の効率化及び電子化を進めるため、平成 17 年度から文書管理システム（文書を電子的に処理するシステム）を導入し、令和 4 年度にシステム更新した。令和 6 年度は、文書の電子決裁が約 76.1%を占めた。

庁内の印刷業務は、業務の合理化・効率化のため平成 11 年 10 月から民間委託している。平成 12 年 10 月には、従来のオフセット印刷に替えて高速印刷機及び軽印刷機を本格的に導入し、さらに平成 22 年度から高速印刷機 2 機体制で作業の効率化を図っている。

3 条例・規則等の制定

条例、規則その他規程の公布等は、平塚市公告式条例に基づいて市庁舎本館前の掲示場に掲示して行っているが、令和 6 年度に制定された条例、規則等の件数は、次のとおりである。

区分	条例	市長規則	市長規程	議会規則等	選挙委規程	監査委規程	農業委規則等	教育委規則等	公平委規則等	固評委規程	消防本部規程	病院規程	計
新設	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3
改正	41	43	2	2	1	0	0	7	1	0	2	7	106
廃止	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8

また、庁内及び市民の利便を図るため、平成13年8月に、これらの条例、規則等を庁内インターネットで検索・確認できるよう整備し、平成14年6月からインターネットで公開している。

第5節 統計

1 国及び県の主な統計調査

(1) 国の委託統計調査

- ア 学校基本調査（文部科学省）
- イ 就業構造基本調査（総務省）
- ウ 経済センサス（総務省・経済産業省）
- エ 国勢調査（総務省）
- オ 農林業センサス（農林水産省）
- カ 全国家計構造調査（総務省）
- キ 住宅・土地統計調査（総務省）

(2) 県の委託統計調査

- ア 神奈川県年齢別人口統計調査
- イ 神奈川県人口統計調査

2 刊行物

(1) 人口速報	毎月	毎月の人口の増減及び人口移動について、状況を明らかにし発表する。
(2) 平塚市統計書 (第50回)	年1回	平塚市の人口、経済、社会及び文化など各分野に渡る基本的資料を収録し、市政の現状及びその推移発展のあとを明らかにしたものである。

第2章 秘書・広報・広聴・シティプロモーション

秘書課、広報課、市民情報・相談課

第1節 秘書

1 名誉市民

本市の産業、経済、文化、その他地方自治の振興に顕著な貢献をされ、広く市民の敬仰の的となっている方に対し、その功績と栄誉をたたえることにより、市民の敬慕の情をあらわすことを目的とし、昭和40年に制定された平塚市名誉市民条例に基づき、名誉市民の称号を贈っている。これまでに名誉市民の称号を受けられた方

- (1) 河野一郎氏（昭和40年7月27日追贈）
- (2) 比企能達氏（昭和43年12月25日追贈）
- (3) 河野謙三氏（昭和58年9月30日贈）

2 市功労者

昭和27年に制定された平塚市功労者表彰条例に基づき、行政関係者のほか、産業経済、福祉、保健衛生等本市の公共の福祉の増進に尽力された方、また、教育、芸術、科学等本市文化の向上に寄与された方を、市議会の議決を経て、市功労者として表彰している。

これまでに功労者表彰を受けられた方は、令和7年3月31日現在、186人となっている。

第2節 広報

広報は、市民と行政を結ぶコミュニケーションの大きな手段であり、広報紙、インターネット、ケーブルテレビ(CATV)、コミュニティーFM放送など、さまざまなメディアの特長を生かしながら、本市の政策や市民生活に密着した情報を、市民が理解しやすいように発信している。また、日刊紙、テレビ局、ローカル紙などのメディアにも積極的に情報を提供している。

1 出版印刷広報

(1) 広報ひらつか

市政情報やまちの話題などを記事にまとめて発行している。

平成22年4月発行号から、情報をより分かりやすく市民に伝えるため、紙面構成を見直した。超高齢社会に対応するため文字を大きくし、写真などを多用することで、分かりやすい構成とした。併せて、色使いについては、視覚障がい者らに配慮した。また発行日についても、毎月1日・15日から第1金曜日・第3金曜日に変更し、ポスティングによる全戸配布を開始した。さらに、平成23年10月から、第3金曜日号も8ページ化した。

○形式 タブロイド判 第1・第3金曜日号8ページ（全面カラー）

○発行 毎月第1・第3金曜日（令和7年3月第3金曜日号は115,734部製作）

○配布 ポスティングで、発行日を含め3日間で全戸配布。

○経歴 昭和24年10月創刊、平成5年5月から月2回発行、令和7年3月末現在1267号。

○ウェブサイトの活用 平成11年7月15日号から、平塚市ウェブサイトなどで掲載内容を発信。平成25年12月、広報ひらつか1000号発行に合わせて「広報ひらつかデジタルアーカイブ」を公開。これまでの広報紙をデジタル化し、インターネットで閲覧できるようにした。

(2) 点字広報紙

「広報ひらつか第1・第3金曜日号」のほぼ全文を掲載し、希望する市内の視覚障がい者に郵送している。

○発行 毎月2回（令和7年3月第3金曜日号は30部製作）

○経歴 昭和45年4月創刊、令和7年3月末現在1040号

(3) 声の広報紙

「広報ひらつか第1・第3金曜日号」の内容を録音したデジター・CDを、社会福祉協議会などの協力を得て製作。希望する市内の視覚障がい者に郵送している。

○発行 毎月2回（令和7年3月第3金曜日号は28部製作）

(4) 電子書籍版広報紙

平成23年3月からスマートフォンなどで読めるEPUB形式の電子書籍版広報ひらつかの配信をしていたが、平成28年4月からはEPUB形式の配信を止め、代わりにスマートフォンやタブレットPC端末で広報紙が読めるアプリケーションソフトによる配信を開始した。最新号の発行に併せて自動的に端末に通知する機能や、記事をSNSでシェアできる機能などがある。令和元年8月からは、新たに多言語に対応したアプリケーションソフトによる配信を開始した。9言語での翻訳が可能のほか、文字の拡大や音声読み上げの機能などもある。

(5) 市民生活ガイドブック

転入者が本市で暮らし始めるときに戸惑うことがないように、転入手続きの際に市民課窓口で配布している。市の事業・制度、公共施設の利用案内などを掲載するとともに、歴史・文化・自然など市のあらましを紹介している。希望者には市庁舎本館1階総合案内、公民館などの公共施設や商業施設などで配布している。

○形式 A4判108ページ（フルカラー）

○発行 毎年1回（令和6年度分は3月に18,000部製作）

2 インターネット

平成8年12月に「平塚市ウェブサイト」を開設し、本市情報の発信を開始した。平成14年には全課から情報を発信している。平成19年2月にコンテンツ・マネジメント・システム（ウェブサイトを管理するソフトウェア）を導入し、平塚市ウェブサイト全体をリニューアルした。これに伴い、各課での内容更新が可能となり、迅速で柔軟な対応ができるようになった。さらに、平成23年12月に再度リニューアルし、ウェブサイトに関する国内外の規格を満たせるようにした。デザインを一新し、情報分類を見直すとともに、シンプルで分かりやすいページ構成とした。また、平成15年5月から市議会会議録をインターネットで公開。平成18年9月からトップページにバナー

広告（有料広告）の掲載を開始した。平成 19 年 3 月から「よくある質問とその回答集（FAQ）」を掲載して、内容の改善及び充実を図っている。ほかにも、平成 24 年 4 月には 5 カ国語に対応した自動翻訳サービスを導入、平成 26 年 6 月には、トップページと第 2 階層、子育てページでスマートフォン専用画面を公開した。平成 29 年 3 月には 3 度目となる平塚市ウェブサイトの全面リニューアルを行った。リニューアルにあたり、ページの分類方法を見直し、知りたい情報を探しやすいウェブサイトへと刷新するとともにスマートフォンなどの機器に合わせて操作性を高めるウェブデザインを導入した。

○平塚市ウェブサイトアクセス件数 10,153,573 件

3 視聴覚広報

(1) 映像広報

市政の動きや市からのお知らせなどの番組を制作し、放送している。

ア ケーブルテレビ湘南チャンネル

○企画番組「ひらつかシングス」（6 本）

イ ビデオ・DVD の活用

本市が制作した番組のビデオや DVD を、図書館などで貸し出している。

ウ ウェブサイトの活用

平成 14 年 12 月から、平塚市ウェブサイトに「平塚市関連テレビ番組の紹介」（現：メディア情報）コーナーを開設し、番組の放送時間などの情報を発信している。また、平成 21 年 12 月からは「YouTube」でも映像番組を配信している。

(2) コミュニティー FM 放送

市からのお知らせ、行事、イベント情報などを FM 湘南ナパサで放送している。

○平塚市広報だより（内容は週替り）

○平塚市スポットアナウンス（緊急情報などを随時提供）

4 その他

(1) 報道発表

平塚記者クラブに加盟する新聞記者、放送記者及び地元報道機関に対して、定例記者会見を開催している。また、プレスサービスとして積極的に市政の報道発表を実施している。

平成 13 年 3 月から、平塚市ウェブサイトに「平塚市記者発表」を開設し、定例記者会見の内容を発信、さらに同年 5 月から記者発表資料も提供している。また、同年 11 月からは、報道機関に対して電子メールで記者発表資料を発信している。令和 6 年度の発信件数は 352 件。

(2) 広報板

市内各地に 68 基の広報板を設置し、毎月 2 回、各種の行政ポスターを掲出している。

(3) 広報車

市主催による各種大会や、パレードの先導などに活用している。

第3節 広聴

市民の声は「明るく住みよいまちづくり」、「市民本位の市政」を推進するための源であり、市民と行政との良好な相互関係を構築するための貴重な情報である。これら市政に対する市民の意見、提案などを積極的にとらえ、可能な限りこれを市政に反映するために、「市長への手紙」をはじめいろいろな広聴活動を行っている。

1 市長への手紙

(1) 専用封書

市民の声を積極的に聴取するため、昭和 55 年 5 月から実施している。

(2) 一般封書等

郵送によるもの、ファクスによるもの等がある。ファクスについては、平成 7 年 9 月から送信料市払いにより 24 時間受信可能なフリーダイヤル「なでしこファクス」を開設している。

(3) 広聴メモ

市職員一人一人が受けた行政に対する市民の声をその場でメモし、市政に反映させることを目的として昭和 42 年 9 月から実施している。

(4) 投稿フォーム

本市ウェブの中に、平成 10 年 5 月から「投稿フォーム」を開設している。

(5) 団体要望

各種団体や政党等から寄せられるもの。

2 市民と市長の対話集会

市民と協働して魅力あるまちづくりを進めるため、市民と直接対話を行うことで、市民の視点からの発想を生かした行政運営を推進していくとともに、市政への理解を深めてもらうことを目的として市民と市長の対話集会「市長と語ろう！ほっとミーティング」を実施した。

「充実した 100 年ライフの実現に向けて」、「デコ活～脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動～の推進」、「時代に即した公民館のあり方」、「小学生の放課後居場所づくり」テーマに 4 回開催。参加者 26 人

このほか、公益社団法人平塚青年会議所が主催した「ひらつかタウンミーティング」では、「防災」、「地産地消」、「七夕」をテーマに中学生等 13 人と意見交換を行った。

3 広聴手段別の要望内訳

令和6年度は、市長への手紙（専用封書、投稿フォーム、ファクス、一般封書、広聴メモ等）及び団体要望の方法によって336通、1,332件の要望が市に寄せられた。

広聴手段別	通 数	件 数
市 長 へ の 手 紙	275	421
専 用 封 書	96	154
一 般 封 書	21	41
電 話	0	0
来 庁	0	0
広 聴 メ モ	4	9
フ ァ ク ス	0	0
投 稿 フ ォ ー ム	154	217
他 機 関 情 報 提 供	0	0
団 体 要 望	61	911
合 計	336	1,332

第4節 シティプロモーション

令和6年3月に第2次平塚市シティプロモーション指針及び新スローガン「あったかひらつか」を策定し、同年10月にロゴマークを決定した。このスローガンには、「人や気候が『あったか』」と「それもあったのかという気づきの『あったか』」の2つの意味が込められている。市民の平塚への愛着の醸成と対外的なイメージの向上を図っていくため、このスローガンを軸に、全市を挙げてシティプロモーションの推進に取り組んでいる。



1 ご当地婚姻届

令和3年1月に平塚市出身のアーティスト、オノルイーゼ氏デザインのご当地婚姻届を導入した。ばらの花をモチーフにした華やかなデザインであり、全国どこの自治体の窓口でも提出できる公式な婚姻届である。

2 SNS を活用した魅力発信

Facebook、X（旧 Twitter）、Instagram を活用し、市内のイベント情報や魅力的な風景などをタイムリーに発信している。令和 6 年度は、東海大学観光学部が公式アカウントに投稿する「テイクオーバー(乗っ取り)」イベントを実施した。

令和 6 年 3 月からは、新スローガン「あったかひらつか」のもと、ハッシュタグ「#あったかひらつか」を使い、新スローガンのイメージに合わせた写真の投稿を始めた。

3 動画による魅力発信

令和 6 年 3 月に制作した「湘南ひらつかでそれぞれのライフスタイルを」などをウェブ上で公開するとともに、ららぽーと湘南平塚やジアウトレット湘南平塚、新橋ファロシティビジョン、市内路線バス、横浜市営地下鉄、横浜市営バス、JR 横浜駅や JR 品川駅構内のデジタルサイネージ等で放映した。

また、令和 7 年 3 月に新たな PR 動画「あったかひらつか」を制作した。

4 平塚地下道ミュージアム

平塚まちなか美術館実行委員会に委託し、平塚駅前広場地下道内の階段と南北通路の壁面に、アート作品を展示する「平塚地下道ミュージアム」を平成 29 年 11 月に開設した。さらに、平塚駅前広場地下道内の西側通路の壁面を中心に、アート作品を展示する「続・平塚地下道ミュージアム」を平成 30 年 11 月に開設した。

5 湘南平に恋人たちのモニュメント「ainowa」の設置

平成 30 年 3 月に、高麗山公園レストハウス（湘南平）に、恋人たちなどが南京錠をかけたり記念撮影をしたりできるモニュメント「ainowa」を設置した。

6 定住促進魅力発信

(1) 定住促進ウェブサイト制作

「湘南で子育てするなら平塚市」をキャッチフレーズに定住面での平塚の魅力を幅広く発信し、市外からの転入者を増やすため、ウェブサイトで情報発信している。

(2) ウェブ広告の実施

Yahoo!、Google、Instagram でウェブ広告を実施した。

(3) 交通広告の実施

12 月に JR 上野東京ライン・湘南新宿ライン、JR 横浜線、JR 相模線に窓上ポスター広告を掲出した。

7 ご当地ナンバープレート（原動機付自転車）

令和2年、平塚市オリジナルのご当地ナンバープレートを制作した。デザインは平塚市出身のアーティスト、オノルイーゼ氏による「海岸の夕陽」を採用した。市民税課で交付を行っている。



8 フォトスポット制作

令和2年10月に、湘南ひらつかビーチパーク内「湘南ひらつかビーチセンター」の壁面に平塚市出身のアーティスト、オノルイーゼ氏のフォトスポットを制作した。

第3章 財政

財政課

第1節 財政

令和7年度当初予算の歳入歳出予算は、一般会計が1,059億8,000万円（対前年度比5.7%増）、特別会計5会計では964億8,060万円（対前年度比6.3%増）、病院事業会計は212億600万円（対前年度比6.1%増）、下水道事業会計は138億2,700万円（対前年度比5.3%増）となっており、全会計を合わせた予算額は2,374億9,360万円となり、前年度に比べ6.0%増となった。

令和6年度全会計における決算額（以下における額は、全て見込額）は、歳入歳出予算額2,511億7,753万2千円に対し、歳入決算額2,377億8,650万8千円（対前年度比10.4%増）、歳出決算額は、2,370億1,004万2千円（対前年度比10.9%増）であった。

このうち一般会計は、歳入歳出予算額1,180億6,106万7千円に対する歳入決算額は1,123億2,845万1千円、歳出決算額は1,083億5,625万1千円であった。歳入決算額から歳出決算額と翌年度へ繰り越す事業に充てる財源8億8,449万円を差し引いた実質収支は30億8,771万円の黒字決算となり、単年度収支は3億4,701万3千円の黒字となった。また、単年度収支に積立金を加え、積立金の取崩しを差し引いた実質単年度収支においては1億6,869万9千円の赤字となった。

全会計における市債残高は952億3,495万9千円であり、前年度末現在高と比べると9億440万2千円（0.9%）の減となった。令和6年度の主な市債は、学校給食施設整備事業の32億9,080万円、小中学校整備事業の14億4,860万円、道路整備事業の5億4,920万円などである。

1 予算

(1) 会計別予算額

(単位：千円)

区 分		令和6年度 当初予算額	令和6年度 最終予算額	令和7年度 当初予算額
一 般 会 計		100,250,000	118,061,067	105,980,000
特 別 会 計	競輪事業特別会計	36,339,000	43,431,128	41,454,000
	国民健康保険事業特別会計	25,261,000	25,336,691	24,753,000
	水産物地方卸売市場事業特別会計	21,700	21,821	27,600
	介護保険事業特別会計	24,194,000	25,394,796	24,957,000
	後期高齢者医療事業特別会計	4,945,000	5,025,474	5,289,000
	計	90,760,700	99,209,910	96,480,600
公 営 企 業 会 計	病院事業会計	19,987,000	20,476,883	21,206,000
	下水道事業会計	13,125,000	13,429,672	13,827,000
	計	33,112,000	33,906,555	35,033,000
合 計		224,122,700	251,177,532	237,493,600

注：最終予算額は、前年度からの繰越分を含む

(2) 一般会計款別予算額

歳 入

(単位：千円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度		比較(7-6年度)	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増 減 額	増減率
市税	44,282,203	44.2	47,426,806	44.8	3,144,603	7.1
地方譲与税	533,416	0.5	533,416	0.5	0	0.0
利子割交付金	10,000	0.0	10,000	0.0	0	0.0
配当割交付金	270,000	0.3	315,000	0.3	45,000	16.7
株式等譲渡所得割交付金	220,000	0.2	338,000	0.3	118,000	53.6
法人事業税交付金	700,000	0.7	731,000	0.7	31,000	4.4
地方消費税交付金	6,000,000	6.0	6,353,000	6.0	353,000	5.9
ゴルフ場利用税交付金	40,000	0.1	40,000	0.0	0	0.0
環境性能割交付金	140,000	0.1	153,000	0.2	13,000	9.3
地方特例交付金	1,392,685	1.4	260,000	0.3	△ 1,132,685	△ 81.3
地方交付税	2,081,000	2.1	1,461,000	1.4	△ 620,000	△ 29.8
交通安全対策特別交付金	30,000	0.0	30,000	0.0	0	0.0
分担金及び負担金	552,854	0.6	548,459	0.5	△ 4,395	△ 0.8
使用料及び手数料	1,686,658	1.7	1,701,129	1.6	14,471	0.9
国庫支出金	18,872,612	18.8	22,560,866	21.3	3,688,254	19.5
県支出金	6,891,485	6.9	7,654,226	7.2	762,741	11.1
財産収入	133,336	0.1	329,062	0.3	195,726	146.8
寄附金	128,035	0.1	132,243	0.1	4,208	3.3
繰入金	3,347,965	3.3	3,166,058	3.0	△ 181,907	△ 5.4
繰越金	1,300,000	1.3	1,300,000	1.2	0	0.0
諸収入	4,909,751	4.9	5,184,035	4.9	274,284	5.6
市債	6,728,000	6.7	5,752,700	5.4	△ 975,300	△ 14.5
計	100,250,000	100.0	105,980,000	100.0	5,730,000	5.7

歳 出

(単位：千円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度		比較(7-6年度)	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増 減 額	増減率
議会費	459,942	0.5	466,050	0.4	6,108	1.3
総務費	7,604,681	7.6	8,889,784	8.4	1,285,103	16.9
民生費	46,258,493	46.1	50,784,849	47.9	4,526,356	9.8
衛生費	8,710,736	8.7	9,863,604	9.3	1,152,868	13.2
労働費	334,937	0.3	338,761	0.3	3,824	1.1
農林水産業費	958,170	0.9	1,067,927	1.0	109,757	11.5
商工費	2,288,619	2.3	2,439,519	2.3	150,900	6.6
土木費	8,981,417	9.0	11,329,232	10.7	2,347,815	26.1
消防費	3,121,265	3.1	3,583,985	3.4	462,720	14.8
教育費	14,134,665	14.1	10,571,148	10.0	△ 3,563,517	△ 25.2
公債費	7,297,075	7.3	6,545,141	6.2	△ 751,934	△ 10.3
予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	0.0
計	100,250,000	100.0	105,980,000	100.0	5,730,000	5.7

(3) 一般会計経費別予算額

(単位：千円、%)

区 分		令和6年度		令和7年度		比較(7-6年度)	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増 減 額	増減率
義務的経費	人件費	17,634,179	17.6	18,505,911	17.5	871,732	4.9
	扶助費	29,134,138	29.1	31,852,016	30.0	2,717,878	9.3
	公債費	7,297,070	7.3	6,545,136	6.2	△ 751,934	△ 10.3
	計	54,065,387	54.0	56,903,063	53.7	2,837,676	5.2
投資的経費	普通建設事業費	8,947,139	8.9	9,311,279	8.8	364,140	4.1
	計	8,947,139	8.9	9,311,279	8.8	364,140	4.1
その他	物件費	15,193,477	15.1	17,411,289	16.4	2,217,812	14.6
	補助費等	10,888,230	10.9	11,467,459	10.8	579,229	5.3
	維持補修費	1,439,382	1.4	1,788,648	1.7	349,266	24.3
	繰出金	6,635,685	6.6	6,884,086	6.5	248,401	3.7
	積立金	1,176,780	1.2	309,256	0.3	△ 867,524	△ 73.7
	貸付金	1,803,920	1.8	1,804,920	1.7	1,000	0.1
	予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	0.0
	計	37,237,474	37.1	39,765,658	37.5	2,528,184	6.8
合 計		100,250,000	100.0	105,980,000	100.0	5,730,000	5.7

2 決算

(1) 会計別決算額

(単位：千円)

区 分		歳入決算額		歳出決算額	
		令和5年度	令和6年度 (見込)	令和5年度	令和6年度 (見込)
一 般 会 計		98,755,065	112,328,451	95,274,092	108,356,251
特別会計	競輪事業特別会計	36,591,165	43,225,810	36,150,382	42,837,206
	国民健康保険事業特別会計	25,501,069	24,751,041	25,492,753	24,648,784
	水産物地方卸売市場事業特別会計	14,607	19,865	14,357	19,615
	介護保険事業特別会計	23,655,664	24,545,398	22,727,881	23,853,580
	後期高齢者医療事業特別会計	4,333,209	5,032,908	4,199,867	4,565,310
	計	90,095,714	97,575,022	88,585,240	95,924,495
公営企業会計	病院事業会計	16,611,200	17,624,226	18,022,817	20,071,901
	下水道事業会計	9,941,676	10,258,809	11,869,639	12,657,395
	計	26,552,876	27,883,035	29,892,456	32,729,296
合 計		215,403,655	237,786,508	213,751,788	237,010,042

(2) 一般会計款別決算額

歳 入

(単位:千円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度		比較(6-5年度)	
	決算額	構成比	決算額 (見込)	構成比	増 減 額	増減率
市税	45,036,951	45.6	46,669,345	41.5	1,632,394	3.6
地方譲与税	522,844	0.5	526,026	0.5	3,182	0.6
利子割交付金	12,384	0.0	18,252	0.0	5,868	47.4
配当割交付金	305,531	0.3	417,074	0.4	111,543	36.5
株式等譲渡所得割交付金	338,388	0.4	597,591	0.5	259,203	76.6
法人事業税交付金	708,916	0.7	758,092	0.7	49,176	6.9
地方消費税交付金	6,121,951	6.2	6,452,736	5.8	330,785	5.4
ゴルフ場利用税交付金	43,171	0.1	42,164	0.0	△ 1,007	△ 2.3
環境性能割交付金	130,254	0.1	145,400	0.1	15,146	11.6
地方特例交付金	291,457	0.3	1,453,058	1.3	1,161,601	398.5
地方交付税	2,499,568	2.5	2,198,086	2.0	△ 301,482	△ 12.1
交通安全対策特別交付金	34,158	0.0	32,114	0.0	△ 2,044	△ 6.0
分担金及び負担金	538,953	0.5	530,100	0.5	△ 8,853	△ 1.6
使用料及び手数料	1,577,614	1.6	1,597,689	1.4	20,075	1.3
国庫支出金	21,738,107	22.0	23,137,571	20.6	1,399,464	6.4
県支出金	6,762,455	6.9	7,010,462	6.2	248,007	3.7
財産収入	356,717	0.4	277,472	0.3	△ 79,245	△ 22.2
寄附金	180,564	0.2	221,723	0.2	41,159	22.8
繰入金	121,246	0.1	3,606,688	3.2	3,485,442	2,874.7
繰越金	4,309,500	4.4	3,480,973	3.1	△ 828,527	△ 19.2
諸収入	3,769,908	3.8	5,074,424	4.5	1,304,516	34.6
市債	3,350,231	3.4	8,081,411	7.2	4,731,180	141.2
自動車取得税交付金	4,197	0.0	0	0.0	△ 4,197	皆減
計	98,755,065	100.0	112,328,451	100.0	13,573,386	13.7

歳 出

(単位:千円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度		比較(6-5年度)	
	決算額	構成比	決算額 (見込)	構成比	増 減 額	増減率
議会費	427,992	0.4	444,872	0.4	16,880	3.9
総務費	8,841,261	9.3	10,732,715	9.9	1,891,454	21.4
民生費	46,067,809	48.3	49,104,543	45.3	3,036,734	6.6
衛生費	8,531,683	9.0	8,765,956	8.1	234,273	2.7
労働費	330,484	0.3	333,234	0.3	2,750	0.8
農林水産業費	1,225,096	1.3	953,092	0.9	△ 272,004	△ 22.2
商工費	2,432,851	2.6	2,410,103	2.2	△ 22,748	△ 0.9
土木費	8,644,413	9.1	8,951,808	8.3	307,395	3.6
消防費	2,825,641	3.0	3,176,434	2.9	350,793	12.4
教育費	9,768,368	10.2	16,322,961	15.1	6,554,593	67.1
公債費	6,178,494	6.5	7,160,533	6.6	982,039	15.9
計	95,274,092	100.0	108,356,251	100.0	13,082,159	13.7

(3) 一般会計経費別決算額

(単位：千円、%)

区 分		令和5年度		令和6年度		比較(6-5年度)	
		決算額	構成比	決算額 (見込)	構成比	増 減 額	増減率
義務的経費	人件費	16,304,015	17.1	17,076,723	15.7	772,708	4.7
	扶助費	30,146,170	31.6	32,695,928	30.2	2,549,758	8.5
	公債費	6,178,494	6.5	7,160,531	6.6	982,037	15.9
	計	52,628,679	55.2	56,933,182	52.5	4,304,503	8.2
投資的経費	普通建設事業費	5,992,077	6.3	12,149,320	11.2	6,157,243	102.8
	災害復旧事業費	—	—	210,586	0.2	210,586	皆増
	計	5,992,077	6.3	12,359,906	11.4	6,367,829	106.3
その他	物件費	14,188,953	14.9	15,000,310	13.8	811,357	5.7
	補助費等	7,483,890	7.9	8,726,345	8.1	1,242,455	16.6
	維持補修費	1,098,695	1.1	1,145,067	1.1	46,372	4.2
	繰出金	8,670,849	9.1	8,876,420	8.2	205,571	2.4
	積立金	2,871,626	3.0	2,999,541	2.8	127,915	4.5
	投資及び出資金	533,863	0.6	520,660	0.5	△ 13,203	△ 2.5
	貸付金	1,805,460	1.9	1,794,820	1.6	△ 10,640	△ 0.6
	計	36,653,336	38.5	39,063,163	36.1	2,409,827	6.6
合 計		95,274,092	100.0	108,356,251	100.0	13,082,159	13.7

(4) 公営企業会計決算額

(単位：千円)

病 院 事 業 会 計	収入決算額		支出決算額	
	令和5年度	令和6年度 (見込)	令和5年度	令和6年度 (見込)
収 益 的 収 支	15,422,331	16,853,037	16,214,620	17,518,391
資 本 的 収 支	1,188,869	771,189	1,808,197	2,553,510

下 水 道 事 業 会 計	収入決算額		支出決算額	
	令和5年度	令和6年度 (見込)	令和5年度	令和6年度 (見込)
収 益 的 収 支	7,917,990	8,103,363	7,340,356	7,799,672
資 本 的 収 支	2,023,686	2,155,446	4,529,283	4,857,724

3 市債現在高

令和7年5月31日現在（単位：千円）

区 分		令和5年度末 現 在 高	令和6年度中増減額		令和6年度末 現 在 高
			令和6年度中 借 入 額	令和6年度中 元金償還額	
一 般 会 計	普 通 債	32,384,333	7,944,398	4,930,087	35,398,644
	総 務	3,599,783	1,023,898	1,355,523	3,268,158
	民 生	1,105,441	58,700	175,249	988,892
	衛 生	3,000,987	313,700	704,274	2,610,413
	農林水産	432,859	70,800	57,590	446,069
	土 木	10,851,995	833,000	1,346,646	10,338,349
	住 宅	886,684	122,000	146,291	862,393
	消 防	1,811,113	246,400	247,483	1,810,030
	教 育	10,695,471	5,275,900	897,031	15,074,340
	災 害 復 旧 債	140,117	47,800	28,413	159,504
	そ の 他	20,257,354	89,213	1,999,477	18,347,090
	減収補てん債	208,797		29,810	178,987
	減税補てん債	186,833		96,984	89,849
	臨時財政対策債	19,861,724	89,213	1,872,683	18,078,254
	小 計	52,781,804	8,081,411	6,957,977	53,905,238
公 営 企 業 会 計	病院	12,155,167	369,000	744,614	11,779,553
	下水道	31,202,390	1,124,200	2,776,422	29,550,168
	小 計	43,357,557	1,493,200	3,521,036	41,329,721
合 計		96,139,361	9,574,611	10,479,013	95,234,959

※千円未満の端数処理を行っているため、合計が合わないことがあります。

4 市債現在高（利率別）

令和7年5月31日現在（単位：千円）

一般会計

区 分	令和6年度末 現在高	借 入 利 率 別 内 訳					
		2.0%以下	2.5%以下	3.0%以下	3.5%以下	4.0%以下	4.0%超
政 府 資 金	22,666,559	22,436,599	229,960				
内 訳	財 政 融 資	22,333,741	22,103,781	229,960			
	簡 保	119,323	119,323				
	郵 貯	213,495	213,495				
県 貸 付 金	3,137,905	3,135,155			2,750		
市 内 金 融 機 関	10,804,954	10,804,954					
地方公共団体金融機構	11,097,138	11,050,455	46,683				
共 済 等	6,198,682	6,198,682					
計	53,905,238	53,625,845	276,643		2,750		

病院事業会計

区 分	令和6年度末 現在高	借 入 利 率 別 内 訳					
		2.0%以下	2.5%以下	3.0%以下	3.5%以下	4.0%以下	4.0%超
財 政 融 資							
市 内 金 融 機 関	1,119,617	1,119,617					
地方公共団体金融機構	9,961,621	9,961,621					
そ の 他 金 融 機 関	698,315	698,315					
計	11,779,553	11,779,553					

下水道事業会計

区 分	令和6年度末 現在高	借 入 利 率 別 内 訳					
		2.0%以下	2.5%以下	3.0%以下	3.5%以下	4.0%以下	4.0%超
政 府 資 金	9,909,397	5,683,634	3,799,072	272,910	153,781		
内 訳	財 政 融 資	4,100,485	2,456,072	1,217,722	272,910	153,781	
	簡 保	5,808,912	3,227,562	2,581,350			
県 貸 付 金	381,344	181,631	178,160	21,553			
市 内 金 融 機 関	1,466,310	1,466,310					
地方公共団体金融機構	17,215,159	15,423,688	1,791,471				
そ の 他 金 融 機 関	577,958	577,958					
計	29,550,168	23,333,221	5,768,703	294,463	153,781		

※千円未満の端数処理を行っているため、合計が合わないことがあります。

第4章 市税

納税課・市民税課・固定資産税課

1 市税

(1) 令和6年度市税収入状況（決算見込）

（単位 千円）

区分		納税義務者数 (人)	予算額	調定額	収入額	徴収率 (%)
市民税		141,533	19,418,319	19,795,366	19,444,288	98.23
内 訳	個人	134,542	15,382,765	15,562,400	15,215,962	97.77
	法人	6,991	4,035,554	4,232,966	4,228,326	99.89
固定資産税		98,200	21,677,637	21,830,079	21,753,850	99.65
内 訳	土地家屋	95,354	17,411,460	17,566,363	17,492,375	99.58
	償却資産	2,834	4,199,944	4,197,482	4,195,241	99.95
	交付金	12	66,233	66,234	66,234	100.00
軽自動車税		81,677	577,768	592,070	584,917	98.79
内 訳	種別割	81,677	545,768	545,251	538,098	98.69
	環境性能割	-	32,000	46,819	46,819	100.00
市たばこ税		-	1,826,238	1,883,976	1,883,976	100.00
特別土地保有税		-	0	0	0	-
都市計画税		87,205	2,797,873	2,822,077	2,809,824	99.57
現年課税分計		-	46,297,835	46,923,568	46,476,855	99.05
滞納繰越分		-	234,071	686,898	192,490	28.02
市税合計		-	46,531,906	47,610,466	46,669,345	98.02

(2) 市税調定（現年課税分）の前年対比率

区分	5年度		6年度	
	構成 割合	調定額 伸率	構成 割合	調定額 伸率
市民税	43.4 %	3.8 %	42.3 %	1.4 %
個人	36.2	2.1	33.3	△ 4.3
法人	7.2	12.7	9.0	29.8
固定資産税	45.1	2.2	46.4	7.5
土地家屋	37.6	2.4	37.4	3.8
償却資産	7.4	1.4	8.9	26.8
交付金	0.1	△6.8	0.1	0.1
軽自動車税	1.3	3.2	1.3	5.2
種別割	1.2	2.9	1.2	3.1
環境性能割	0.1	8.2	0.1	38.4
市たばこ税	4.2	△0.2	4.0	△0.5
特別土地保有税	0.0	-	0.0	-
都市計画税	6.0	2.0	6.0	3.9
計	100.0	2.8	100.0	4.3

(3) 市税の負担状況

区 分	5年度	6年度
1 世帯当たりの額	383,126 円	394,999 円
伸び率	1.1 %	3.1 %
市民1人当たりの額	174,258 円	182,003 円
伸び率	2.6 %	4.4 %

現年課税分調定決算見込額（令和6年度）

世帯数または人口（令和7年4月1日現在）

(4) 市税の徴収に要する経費に関する調べ

区 分		5年度	6年度
税収入額	1 市税	45,036,951 千円	46,669,345 千円
	2 個人の県民税	11,082,993	10,200,607
	3 合 計	56,119,944	56,869,952
徴 税 費	4 人件費	627,411	692,227
	5 需用費	58,767	153,852
	6 諸費	0	0
	7 その他	215,186	489,715
	8 合 計	901,364	1,335,794
個人県民税 徴収取扱費	9 合 計	420,212	433,947
税収入額に対 する徴税費の 割合	10 ⑧÷③	1.6 %	2.3 %
	11 (⑧－⑨) ÷ ①	1.1	1.9
徴税職員数	徴税職員	79 人	80 人
	その他の職員	0	0

2 市民税

(1) 市民税調定額及び納税者の調べ（現年課税分）

区 分			令和5年度				令和6年度			
			普通徴収分		特別徴収分		普通徴収分		特別徴収分	
			納税者数	調定額	納税者数	調定額	納税者数	調定額	納税者数	調定額
個人	納税者	均等割のみ	人 615	千円	人 5,468	千円	人 2,386	千円	人 11,692	千円
		均等割・所得割	20,177		105,445		18,646		101,818	
		計	20,792	3,328,496	110,913	12,784,679	21,032	3,263,471	113,510	12,130,089
	納税者1人当たり課税額	122,343円				114,415円				
法人	区 分		納税者数		割合		納税者数		割合	
	納税者	均等割のみ	社 3,982	% 57.4		社 3,895	% 55.7			
		法人税割のみ	—			—				
		均等割・法人税割	2,950	42.6		3,096	44.3			
		計	6,932			6,991				
	区 分		納税者数		調定額		納税者数		調定額	
個人	納税者	均等割額	人 6,932	千円 788,351		人 6,991	千円 819,479			
		法人税割額	2,950	2,471,993		3,096	3,413,486			
		計	—	3,260,344		—	4,232,965			
	1社当たり課税額		470,332円				605,488円			

6年度（決算見込）

(2) 課税標準額段階別所得区分総所得金額等（令和7年度当初課税）

課税標準の段階	給与所得者		営業等所得者		農業所得者		その他の所得者		分離課税をした者		合 計	
	納税義務者数	総所得金額等 千円	納税義務者数	総所得金額等 千円	納税義務者数	総所得金額等 千円	納税義務者数	総所得金額等 千円	納税義務者数	総所得金額等 千円	納税義務者数	総所得金額等 千円
10万円以下の金額	3,093	1,983,641	175	157,182	2	2,036	1,155	1,031,872	335	105,441	4,760	3,280,172
10万円を超え 100万円以下	22,920	33,730,846	1,314	2,047,570	18	30,803	12,800	18,501,497	385	625,823	37,437	54,936,539
100万円 " 200万円 "	29,177	76,139,646	1,090	2,884,693	14	38,421	4,612	11,055,548	387	1,052,513	35,280	91,170,821
200万円 " 300万円 "	21,222	81,997,422	684	2,598,462	8	26,896	1,234	4,515,084	277	1,104,985	23,425	90,242,849
300万円 " 400万円 "	11,456	59,107,758	405	2,001,202	5	25,068	486	2,312,790	241	1,248,535	12,593	64,695,353
400万円 " 550万円 "	8,556	56,947,836	304	1,899,443	3	19,772	344	2,114,679	242	1,589,282	9,449	62,571,012
550万円 " 700万円 "	3,043	25,409,877	145	1,135,373	1	7,163	191	1,498,729	133	1,081,296	3,513	29,132,438
700万円 " 1,000万円 "	2,219	23,392,271	138	1,379,315	0	0	185	1,849,960	134	1,406,672	2,676	28,028,218
1,000万円を超える金額	1,602	31,193,844	158	4,000,639	0	0	236	4,443,482	146	3,490,877	2,142	43,128,842
合 計	103,288	389,903,141	4,413	18,103,879	51	150,159	21,243	47,323,641	2,280	11,705,424	131,275	467,186,244

「市町村税課税状況等の調」から引用

(3) 所得者区分別所得割額等(令和7年度当初課税)

所有者区分	納税 義務者数	構成比	総所得金額等	所得控除額	課税標準額	算出税額	税額 控除額等	所得割額
	人	%	千円	千円	千円	千円	千円	千円
給与所得者	103,288	78.68	389,903,141	137,563,783	252,339,358	15,135,959	1,195,702	13,940,257
営業等所得者	4,413	3.36	18,103,879	5,643,387	12,460,492	747,445	58,908	688,537
農業所得者	51	0.04	150,159	60,771	89,388	5,362	275	5,087
その他の所得者	21,243	16.18	47,323,641	21,391,928	25,931,713	1,555,036	110,417	1,444,619
分離課税をした者	2,280	1.74	11,705,424	3,332,958	28,875,151	1,120,356	132,276	988,080
計	131,275	100.0	467,186,244	167,992,827	319,696,102	18,564,158	1,497,578	17,066,580

「市町村税課税状況等の調」から引用

3 諸税

(1) 軽自動車税（種別割）

ア 調定状況（現年課税分）

区 分		令和5年度		令和6年度	
		課税台数	調定額 円	課税台数	調定額 円
原動機付自転車	第一種（50cc以下）	14,190	28,975,000	13,784	28,180,000
	第二種（51～90cc以下）	1,090	2,180,000	1,074	2,148,000
	第二種（91～125cc以下）	6,853	16,447,200	7,071	16,970,400
	小 計	22,133	47,602,200	21,929	47,298,400
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,608	3,859,200	1,607	3,856,800
	その他のもの	341	2,011,900	338	1,994,200
	小 計	1,949	5,871,100	1,945	5,851,000
軽自動車	二 輪	4,651	16,743,600	4,746	17,085,600
	三 輪	2	9,200	1	4,600
	四 輪	10,525	52,770,600	10,656	53,876,100
	乗 用	36,893	377,849,700	37,547	392,017,500
	小 計	52,071	447,373,100	52,950	462,983,800
二輪の小型自動車		4,680	28,080,000	4,853	29,118,000
合 計		80,833	528,926,400	81,677	545,251,200

6年度（決算見込）

イ 異動台数

年度	区分	原動機付自転車			小型特殊車		軽自動車				二輪の 小 型 自動車
		第一種 (50cc 以下)	第二種 (51～ 90cc)	第二種 (91～ 125cc)	農耕用	その他	二 輪	三 輪	四 輪		
									貨物	乗用	
5	登録	2, 113	161	1, 243	119	35	952	0	2, 577	10, 341	1, 704
	廃車	2, 364	162	995	111	25	944	1	2, 325	9, 210	1, 614
6	登録	1, 943	164	1, 147	123	22	903	0	2, 697	10, 420	1, 052
	廃車	2, 281	195	1, 055	131	24	831	0	2, 692	10, 514	1, 415

（注）ミニカー・特定原付は、原動機付自転車（50CC以下）に含む。

（注）ご当地ナンバー含む

(2) 軽自動車税（環境性能割）

ア 調定状況（現年課税分）

月	令和5年度		令和6年度	
	台数（台）	払込額（円）	台数（台）	払込額（円）
4	118	2,779,100	165	3,699,300
5	139	3,077,600	192	4,170,100
6	121	2,585,700	136	2,930,900
7	132	2,971,100	157	3,596,100
8	104	2,374,900	159	3,432,300
9	106	2,365,700	187	4,086,200
10	103	2,496,700	168	3,607,100
11	133	3,198,900	249	5,439,800
12	115	2,740,800	158	3,697,100
1	138	3,596,000	187	4,281,500
2	95	2,437,300	163	3,605,100
3	154	3,206,700	190	4,273,400
計	1,458	33,830,500	2,111	46,818,900

(3) 市たばこ税

区 分		6 年度
売渡し本数		287,542,178本
税 率		6,552円 / 1,000本
税 額		1,883,976,336円
1か月平均税額		156,998,028円
伸 率	売渡し本数	△0.5%
	税 額	△0.5%

4 固定資産税

(1) 調定状況（現年課税分）

区 分			5 年 度	6 年 度
純 固 定 資 産 税	課税標準額 (円)	土地	621, 170, 216, 000	641, 455, 613, 000
		家屋	611, 657, 137, 000	638, 003, 171, 000
		償却資産	236, 494, 376, 000	299, 804, 682, 000
		計	1, 469, 321, 729, 000	1, 579, 263, 466, 000
	調定額 (円)	土地	8, 653, 205, 300	8, 970, 734, 000
		家屋	8, 270, 610, 000	8, 595, 629, 300
		償却資産	3, 310, 988, 900	4, 197, 481, 800
		計	20, 234, 804, 200	21, 763, 845, 100
	納税者 (人)	土地・家屋	94, 662	95, 354
		償却資産	2, 723	2, 834
		計	97, 385	98, 188
交付金	調定額 (円)	交付金	66, 159, 100	66, 233, 800
		計	66, 159, 100	66, 233, 800
固定資産税調定額 合計 (円)			20, 300, 963, 300	21, 830, 078, 900

注：6年度は決算見込み

(2) 土地（法定免税点以上）

区 分		地積 A (㎡)	決定価格 B (千円)	筆数 (筆)	㎡当たりの 平均価格 B/A (円)
6 年度	一般田	6,184,705	782,375	10,522	127
	勧告遊休田	7,163	1,537	10	215
	介在田・市街化田	42,303	1,764,500	189	41,711
	一般畑	7,190,199	553,396	13,498	77
	勧告遊休畑	5,539	850	14	153
	介在畑・市街化畑	415,298	22,960,936	1,359	55,288
	宅 地	22,881,108	1,698,015,992	131,862	74,210
	一般山林	3,470,046	135,456	3,067	39
	介在山林	91,524	160,373	261	1,752
	原 野	105,199	4,687	54	45
	雑種地	3,687,928	85,554,221	10,255	23,198
	計	44,081,012	1,809,934,323	171,091	41,059
7 年度	一般田	6,912,595	782,007	10,515	113
	勧告遊休田	7,163	1,537	10	215
	介在田・市街化田	32,800	1,360,806	170	41,488
	一般畑	7,180,399	552,494	13,473	77
	勧告遊休畑	2,694	413	8	153
	介在畑・市街化畑	393,901	21,816,074	1,298	55,385
	宅 地	22,933,719	1,701,204,982	132,432	74,179
	一般山林	3,473,074	135,585	3,071	39
	介在山林	91,458	156,765	260	1,714
	原 野	105,765	4,711	55	45
	雑種地	3,698,900	85,103,331	10,322	23,008
	計	44,832,468	1,811,118,705	171,614	40,397

注：「固定資産概要調書」より

(3) 家屋（法定免税点以上）

区		分	棟数 (棟)	床面積 A (㎡)	決定価格 B (千円)	㎡当たりの 平均価格 B/A (円)	
6年度	木 造	専用住宅	53,728	5,708,687	191,015,115	33,460	
		併用住宅	1,873	237,215	4,067,825	17,148	
		附属家	3,036	120,270	597,867	4,971	
		アパート	2,586	556,200	18,632,855	33,500	
		事務所・銀行・店舗	765	77,162	2,100,941	27,228	
		工場・倉庫	481	52,391	415,483	7,930	
		その他	58	10,872	453,801	41,740	
		計	62,527	6,762,797	217,283,887	32,129	
	非木造	住宅・アパート	12,229	3,724,391	201,996,278	54,236	
		その他	7,305	4,384,027	206,300,867	47,057	
		計	19,534	8,108,418	408,297,145	50,355	
合 計			82,061	14,871,215	625,581,032	42,067	
7年度	木 造	専用住宅	54,137	5,755,156	198,719,435	34,529	
		併用住宅	1,838	232,879	4,136,941	17,764	
		附属家	2,966	118,441	596,421	5,036	
		アパート	2,591	559,794	19,493,584	34,823	
		事務所・銀行・店舗	773	78,372	2,214,797	28,260	
		工場・倉庫	483	52,441	426,670	8,136	
		その他	63	11,839	537,934	45,437	
		計	62,851	6,808,922	226,125,782	33,210	
	非木造	住宅・アパート	12,284	3,754,549	206,397,499	54,973	
		その他	7,252	4,485,963	221,031,687	49,272	
		計	19,536	8,240,512	427,429,186	51,869	
		合 計			82,387	15,049,434	653,554,968

注：「固定資産概要調書」より

(4) 償却資産（法定免税点以上）

区 分			課 税 標 準 額 (千円)	
			6 年 度	7 年 度
市長が価格等を決定したもの	構 築 物	個 人	2,574,916	2,716,878
		法 人	77,020,552	82,142,059
		計	79,595,468	84,858,937
	機械及び装置	個 人	313,759	269,942
		法 人	125,701,028	131,589,727
		計	126,014,787	131,859,669
	船 舶	個 人	12,519	4,111
		法 人	179,898	182,845
		計	192,417	186,956
	航 空 機	個 人	0	0
		法 人	218	0
		計	218	0
	車両及び運搬具	個 人	462	135
		法 人	1,283,460	1,633,248
		計	1,283,922	1,633,383
	工具・器具及び備品	個 人	712,725	809,522
		法 人	39,890,145	43,271,903
		計	40,602,870	44,081,425
小 計	個 人	3,614,381	3,800,588	
	法 人	244,075,301	258,819,782	
	計	247,689,682	262,620,370	
地方税法第349条関係	総務大臣が価格等を決定し配分したもの	個 人	0	0
		法 人	48,627,538	49,863,177
		計	48,627,538	49,863,177
	県知事が価格等を決定し配分したもの	個 人	0	0
		法 人	647,859	582,970
		計	647,859	582,970
	小 計	個 人	0	0
		法 人	49,275,397	50,446,147
		計	49,275,397	50,446,147
地方税法第743条第1項の規定により 県知事が価格等を決定したもの		個 人	0	0
		法 人	0	0
		計	0	0
合 計		個 人	3,614,381	3,800,588
		法 人	293,350,698	309,265,929
		計	296,965,079	313,066,517

注：「固定資産概要調書」より

第5章 財産管理

資産経営課、庁舎管理課

第1節 市有財産

市有財産（土地・建物等）は行政財産と普通財産に分類しており、行政財産の管理に関する事務は、使用又は所管する課の長が分掌している。行政財産とは、市有財産のうち市が公用（公用財産）又は公共用（公共用財産）に供し、又は供することを決定した財産で、公用財産には市庁舎、消防庁舎などの施設があり、公共用財産には学校、公営（市営）住宅、公園、公民館、幼稚園、保育園、福祉会館、図書館、博物館などの施設がある。

普通財産の管理に関する事務は、資産経営課長が分掌している。普通財産とは、行政財産以外は一切の市有財産で、貸付地、貸付建物、空地などがある。

これらの他に有価証券（株券）、出資による権利、基金などがある。

市有財産管理に関する必要事項については、平塚市市有財産規則に基づき運用している。

市有財産状況

(単位 m²)

区 分		土地（地積）	建 物		
			木造（延面積）	非木造（延面積）	延面積計
公 用 財 産	市庁舎	28,059.50	6.62	40,875.71	40,882.33
	消防施設	13,384.51	0.00	8,668.09	8,668.09
	その他の施設	11,146.74	354.58	2,263.11	2,617.69
公 共 用 財 産	学校	812,490.68	1,485.37	319,842.69	321,328.06
	公営住宅	88,723.58	903.21	71,270.44	72,173.65
	公園	696,239.04	510.57	65,576.18	66,086.75
	その他の施設	553,015.79	2,036.80	132,795.85	134,832.65
行 政 財 産 計		2,203,059.84	5,297.15	641,292.07	646,589.22
普 通 財 産 計		223,716.79	218.80	68,315.80	68,534.60
合 計		2,426,776.63	5,515.95	709,607.87	715,123.82

(単位 千円)

有 価 証 券	142, 570	
出資による権利	1, 006, 549	
基 金	財政調整基金	7, 396, 211
	河口対策事業基金	497, 843
	国民健康保険基金	260, 047
	競輪事業基金	1, 588, 688
	競輪場施設整備基金	2, 975, 710
	庁舎建設基金	490, 582
	環境みどり基金	1, 796, 327
	下水道事業環境整備基金	162, 032
	文化振興基金	30, 582
	介護保険給付費支払準備基金	866, 910
	公共施設整備保全基金	6, 023, 040
	子ども・子育て基金	2, 559, 371
	協働のまちづくり基金	17, 475
	森林環境譲与税基金	78, 416

第2節 車両管理

本市では、庁用自動車を集散的に管理しており、修理、定期点検整備、各種自動車保険への加入、また、事故防止のための安全運転指導を行うなど、効率的な管理に努めている。

1 車両状況

(単位 台)

区分	計	市長室	企画政策部	総務部	産業振興部	公営事業部	福祉部	健康・こども部	環境部	まちづくり政策部	都市整備部	土木部	教育委員会	消防	市民病院
乗用関係車	4	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
バス	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
清掃関係車	56	0	0	0	0	0	0	0	53	0	2	1	0	0	0
衛生関係車	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
建設関係車	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	0	0	0
消防関係車	66	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66	0
用車	139	0	0	88	3	1	3	12	4	0	7	2	13	2	4
その他	10	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	3
計	301	4	0	92	3	1	3	12	59	0	9	25	16	70	7

注：ほかに原動機付自転車21台、共用自転車17台、障がい福祉課所管の電気アシスト

自転車1台。令和7年3月1日から各課専用車56台を共用車または優先車化。

2 安全運転対策

庁用自動車の安全運転管理体制として、道路交通法第74条の3の規定に基づく正副安全運転管理者を設け、交通事故の防止に努めている。また、交通事故の処理については、損害賠償及び求償の履行方法等の調査、審議を行う「庁用自動車損害賠償等審査委員会」を設置し、適正かつ円滑に処理している。

なお、安全運転対策としては、安全運転推進と事故防止を目的とした安全運転研修会や自身の運転時の性格を診断するOD式安全性テストなどを実施している。

第3節 市庁舎

昭和39年11月9日に旧本庁舎、消防庁舎を開設し、昭和42年6月に附属庁舎として車両センターを開設した。その後、行政需要の増大に伴い庁舎の狭あい化が進んだため、昭和52年10月に新館（本館建設に伴い平成26年6月から名称を「別館」に変更）を開設した。

本館は、耐震性の確保、庁舎の狭あい化や窓口の分散化の解消、市民サービスの向上などを目的に、平成23年度から建設工事に着手し、平成26年5月21日の1期工事完成を経て、平成29年12月28日に全体が完成した。

1 庁舎の概要

(1) 本 館（地上8階、地下2階）

ア 敷地面積	16,403.28 m ²
イ 建物延床面積	33,392.62 m ²
ウ 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造（ラーメン構造）、免震構造
エ 基礎	ベタ基礎
オ 電気設備	受変電設備、自家発電設備、直流電源装置、各照明設備、電気時計、火災報知設備、放送無線、中央監視装置、雷保護設備、議員出退表示設備、コージェネレーション設備
カ 給排水衛生設備	受水槽、冷却塔、雑用水槽、消火水槽、加湿・冷却塔用水槽、各階給湯室、各階洗面所、消火栓
キ 空気調和換気設備	遠心冷凍機、吸収式冷温水機、AHU、FCU、チラーユニット、パッケージ型空気調和機、ウォールスルー、全熱交換機、加湿器、送風機
ク エレベーター設備	乗用エレベーター6基、エスカレーター2基（上り1基、下り1基）
ケ 電話設備	デジタル交換機
コ 附帯設備	地下灯油タンク（45,000ℓ 1基）

(2) 別 館（地上3階）

ア 敷地面積	4,380.20 m ²
イ 建物延床面積	5,165.70 m ²
ウ 構造	鉄筋コンクリート造（ラーメン構造）
エ 基礎	独立基礎

2 保守管理の委託状況

市庁舎の清掃、冷暖房機械の運転・保守管理等については、管理上の適正化、人事管理の合理化運営、管理経費の効率化から業者に委託している。

第6章 出納・物品

契約検査課、会計課

第1節 出納の概況

本市における出納事務は、昭和61年度から一部電算化、平成11年度から財務会計システム導入、また、平成12年度から公共料金の口座自動振替払を取り入れ、事務の合理化を図っている。この公金の出納事務を取り扱う指定金融機関及び出納取扱金融機関は、横浜銀行・スルガ銀行・平塚信用金庫の順に1年交替制をとっており、令和6年度は6月までは平塚信用金庫が、7月からは横浜銀行が担当している。この担当金融機関が開設する市役所派出所における出納事務については、午前9時から午後4時までに行っている。また、市税等の収納事務を取り扱う指定代理金融機関を11行(指定金融機関として非当番の2行を含む)、収納代理金融機関を6行指定し、市民の利便性の向上を図っている。

物品の出納については、共通物品(14品目)を指定し、これらの一括購入によって経費の節減に努めている。また、備品については財務会計システムによる備品台帳管理を行い、事務の効率化を図っている。

第2節 物品購入及び契約

1 契 約

(1) 物品関係等入札参加登録業者の資格審査、物品購入契約

登録業者数

	計	市内	市外
令和6年4月1日現在 ※一般委託・物品の延べ件数	7,169 社	424 社	6,745 社

※一般委託・物品の両方に登録している業者は、財務会計システムの統計データ上、それぞれ1件として集計する。

物品購入取扱実績

契約依頼数	総数	契約総額
954 件	1,404 件	866,675 千円

第7章 工事検査

契約検査課

本市が発注した建設工事が、設計のとおり適正に施工されたか検査をしている。令和6年度の完成検査、出来高検査及び中間技術検査の結果は、適正に施工されていた。

1 検査状況

部課名 金額(万円)	種別	産業 振興部	都市整備部			土木部			教育 委員会	計
		農水産 課	みどり公 園・水辺 課	建築 住宅課	都市整 備課	道路 管理課	道路 整備課	下水道 整備課	教育 施設課	
以上～未満 130 ～ 500	完 成			1			1			2
	出来高									
	中 間									
500 ～ 1000	完 成	1	2	2			6	1	3	15
	出来高									
	中 間									
1000 ～ 3000	完 成	1	1	8			3	8	5	26
	出来高									
	中 間									
3000 ～ 17000	完 成	1		14			16	13	28	72
	出来高									
	中 間						1	4	1	6
17000 ～	完 成								1	1
	出来高									
	中 間									
計	完 成	3	3	25			26	22	37	116
	出来高									
	中 間						1	4	1	6
									合計	122

第8章 人事・福利厚生

職員課

第1節 職員の定数

1 職員の定数と現員

令和7年4月1日現在

部 局 別		定数（人）	現員（人）
市長の事務部局の職員		1,287	1,211
議会の事務部局の職員		17	14
選挙管理委員会の事務部局の職員		8	7
監査委員の事務部局の職員		9	9
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員		340	263
農業委員会の事務部局の職員		9	7
消防職員	消 防 吏 員	287	256
	一 般 職 員	3	2
市民病院の職員		815	706
計		2,775	2,475

※休職者及び育児休業をしている者並びに消防吏員のうち初任の教育中の者及び国等に派遣中の者は、定数外扱いとしている。

第2節 職員研修

1 研修の動向

職員研修は、分権時代を担う自律的な人材を育成することを目的とし、職員が持つ創造性や自主性等を十分にいかしつつ、管理職員のマネジメント能力及び政策立案能力の向上を図ることを重点に実施してきた。

令和6年度は「平塚市職員育成基本方針」に基づき、「市民と共に考え、何事にもチャレンジする職員」の育成を目指し、これまで以上に職員の持つ創造的かつ個性的な能力を引き出し、「自分磨きは自分で」を基本姿勢として、集合研修、職場研修、派遣研修及び自己啓発支援の4つのカテゴリーに位置付け、研修を実施した。

研修の実施に当たっては、「新しい時代に求められる職員の育成」、「コンプライアンス意識の向上」、「求められる変革の推進」を3本柱として、自ら学び、考え、行動するための「自律力」の向上を図る研修や、地方公務員として法令に基づいた適正な職務遂行のための研修、全ての職員が能力を発揮できる職場づくりについての意識改革に寄与する研修を実施した。

10月には「平塚市職員育成基本方針」を改定し、「平塚市人材戦略基本方針」と名称を改め、職員育成のみならず、人材確保や職場環境の整備、適正な配置・処遇等、人事管理全般にわたる理念や方向性を示した。

2 研修実施結果

(1) 集合研修

研修講座名	主な内容
ア 基本研修	
新採用職員研修	ビジネスマナー、市の概要、服務、福祉体験、メンタルヘルス、採用から現在までの振り返り、地方自治法、地方公務員法、フォローアップ、各部の業務など
採用2年目職員研修	民法、自律性の高い職員の仕事の進め方、捉え方の習得
採用3年目職員研修	行政法、相手を尊重しながら自己表現するコミュニケーション方法の習得
採用4年目職員研修	政策法務、企画力・業務改善
採用5年目職員研修	キャリアデザイン、総合計画・行財政改革、チーム制
イ 昇格後研修	
主任研修	立場・期待役割に応えるためのフォロワーシップに対する理解
主査4級研修	ファシリテーター（舵取り役）として、場の合意形成を促進する能力の習得、根拠に基づく政策立案（E B P M）
主査5級研修	組織力の向上に寄与する効果的なリーダーシップの習得
主管研修	チームマネジメント、平塚市の行政知識の再認識（財政、総合計画・行財政改革、障害者差別解消法、チーム制、D X 推進）
ウ 管理職研修	
新任課長研修	課長職のマネジメントと職場の活性化
新任担当長研修	地方自治体職員のマネジメント
管理者セミナー	リーダーシップと組織論
エ 能力開発研修	
コミュニケーションスキル向上研修	コミュニケーションスキルに関する基本的な知識や技術の習得
実用文章作成研修	読みやすく、わかりやすい公文書作りのためのさまざまなノウハウの習得
オ 行政基本講座	
基礎知識研修	契約、会計、財政、法令の基礎知識
カ 特別研修	
人事評価制度（評価者）	評価者の役割と具体的な評価の方法
人事評価制度（被評価者）	人事評価制度と被評価者の役割
コンプライアンス研修	管理職という立場からのハラスメントに対する理解
働き方改革研修	事業のスクラップ手法等の理解
ダイバーシティ研修	アンコンシャス・バイアス、心理的安全性のある職場づくり、男性の育休取得
育休復職者対象研修	仕事と育児の両立に対する悩みや不安の解消、今後のライフプラン・キャリアプランについて
女性職員キャリアデザイン座談会	女性職員に共通するキャリア課題についての理解
高齢期職員研修	役職定年等制度の意義と自身に求められる役割についての理解、システム操作

(2) 派遣研修

自治大学校、市町村職員中央研修所、市町村振興協会、全国建設研修センター、国土交通大学校、国土交通省、環境省、神奈川県、後期高齢者医療広域連合、花巻市、その他の機関

(3) 自己啓発支援

eラーニング講座

第3節 福利厚生

職員及び家族の生活の安定や健康、福祉の向上を図ることを目的とした福利厚生事業を行った。

1 健康管理

職員及び家族の医療は、神奈川県市町村職員共済組合等の医療保険にて必要な給付が行われている。

職員の健康管理については、定期的に健康診断等を行い、疾病の早期発見、早期治療に努めている。また、メンタル不調に対応するため、「心の健康診断（ストレスチェック）」によるセルフケアの勧奨や、職場環境の改善を行っている。さらに、メンタルヘルスの保持増進のため、適宜、セルフケア研修会を開催している。

【 健康診断等種類 】

定期健康診断、雇入時健康診断、特別健康診断（情報機器従事者健康診断・深夜業務健康診断等）、消化器健康診断（教育委員会の希望者のみ）、人間ドック、B型肝炎予防接種・破傷風予防接種（特定職員）、心の健康診断（ストレスチェック）

2 福利厚生事業委託

(1) 委託先

職員で構成する平塚市職員共済会に委託

(2) 令和6年度の主な委託事業内容

ア 厚生事業

総合健康診断（人間ドック）助成

イ 文化・体育事業

サークル活動助成

第9章 デジタル化

デジタル推進課

本市は、デジタル化を展開するための基本的な考え方を示す「平塚市デジタル化基本方針」を定めてデジタル化に取り組んでいる。

1 デジタル化の推進

(1) 平塚市デジタル化基本方針（2024-2027）

デジタル化が進んだ先のまちの姿『デジタルの活用により、一人一人が便利で快適に暮らせる社会』の実現に向かってデジタル化を展開するための基本的な考え方を示す。

【展開方針】

方針1 暮らしのデジタル化

方針2 行政のデジタル化

方針3 情報セキュリティの確保

【位置付け】

平塚市総合計画とこれに連なる平塚市行財政改革計画を上位の計画とし、それらの各施策を着実に実行するための一つの手段である「デジタル化」に関する方針として位置付ける。

(2) 平塚市デジタル化基本方針【アクションプラン】（2024-2026）

基本方針の展開方針に沿ったデジタル化を着実に進めるため、具体的な事業内容やスケジュールを整理し明らかにしたアクションプランを策定し取り組んでいる。

2 暮らしのデジタル化

(1) ほっとメールひらつか

防犯情報や行方不明者情報、火災情報、地震風水害情報、警戒情報、子育て情報、光化学スモッグ情報などを、登録されたメールアドレスへ配信している。

(2) 市LINE公式アカウント

令和2年6月に市LINE公式アカウントを開設し、令和3年7月には、受信者側で受け取る情報を選択できるセグメント配信機能を追加して情報取得の利便性を高め、幅広い年代に市のイベント情報や街の四季の風景、防災行政無線情報などを配信している。

(3) 公衆無線LAN

公共施設利用時の利便性向上を目的として、平成30年から公衆無線LANを整備し、公共施設12か所でサービスを提供している。

(4) 公開型地理情報システム

平成30年3月から公開型地理情報システムに認定路線網図等、市が保有する地理情報を掲載しており、55種類の情報を公開している。このシステムは、市民や事業者が市役所に来庁せずとも、パソコンやスマートフォンなどを利用して、いつでも、手軽に地理情報を入手できるようにするため、地図とそれに関連する地理情報をデータ化し、インターネット上に、視覚的に公開している。

(5) オープンデータ

平成 27 年 12 月 1 日に地域経済の活性化、行政の透明性・信頼性の向上、官民協働による公共サービスの実現に向けて、平塚市オープンデータの推進に関するガイドラインを策定し、データの整備を進めた。平成 27 年度には市ホームページにオープンデータライブラリを開設し避難所データ及び A E D 設置場所データを公開し、以降、順次、公開データの充実を図っており、30 種類のデータを公開している。

(6) 公共施設予約システム

平成 6 年 2 月から「公共施設予約システム」を稼働している。このシステムは、スポーツ施設や文化施設の情報をコンピュータで集約し、利用申請手続きを統一して、一元的に行うことができるものである。午前 6 時から午後 11 時まで、インターネットで施設の抽選申し込みや抽選結果の確認、空き施設の予約照会ができ、抽選で当選した施設や空き施設申込みで予約したスポーツ施設における利用料のオンライン決済が可能となっている。また、文化施設においては窓口でのキャッシュレス決済を行っている。

(7) 窓口手続きサービス

窓口における手続きを、より分かりやすく、円滑にして、来庁者の負担を軽減することを目指す。目的に、「手続きナビ」、「書かない窓口」及び「ノーライト」の各システムを稼働している。

(手続きナビ)

自宅のパソコンやスマートフォンから、インターネット上で引っ越しや出産などのライフイベントに応じた手続きと、その申請書や持ち物を案内するサービス

(書かない窓口)

来庁者のマイナンバーカードや転出証明書の情報、本市が既に把握している住民記録情報および窓口で聞き取りした情報をもとに、職員がシステムに入力し、来庁者は入力内容を確認するだけで手続きが完了するサービス

(ノーライト)

市役所窓口での各種手続きの申請書作成時に、マイナンバーカードに格納されている氏名や住所等の情報を専用端末で読み取り、自動で申請書を作成するサービス

3 行政のデジタル化

(1) 基幹情報システム

住民記録システム、税システム、国民健康保険システム、介護保険システム、児童手当システムなどの基幹情報システムの監視を行うなど適切なセキュリティ対策を実施し、システムの円滑な運用と適切な保守を行っている。

(2) 庁内行政情報システム

職員一人に 1 台のパソコンを配備し、財務会計システム、グループウェア（電子メールやスケジュール管理などグループでの情報共有システム）、文書管理システム、庁内地理情報システム、庶務事務システムなどの庁内行政情報システムの整備・運用を行っている。

令和 2 年度に、WEB 会議環境を整備し、非接触による会議を開催するとともに、テレワーク環境を整備し在宅勤務を実施するなど、デジタル技術を活用した業務の効率化等に取り組ん

でいる。

(3) 庁内共有インフラ

システムを稼働させる環境と、庁内共有のネットワークの運用管理を行っている。

令和6年度に、システムを稼働させる環境をクラウドに移行し、コストの最適化と、大規模災害時の業務継続性の向上を達成した。

4 情報セキュリティの確保

(1) 情報セキュリティポリシー

本市が持つ情報資産をさまざまな脅威から保護するために、基本方針並びに対策基準で構成される平塚市情報セキュリティポリシーを平成15年12月に策定し、以来、日進月歩で進化する新たな情報セキュリティ上の脅威に対応するため、情報セキュリティポリシーを適切に改正し、情報セキュリティ対策の強化を図ってきた。また、令和2年3月にC S I R T (Computer Security Incident Response Team)を設置し、情報セキュリティインシデントの未然防止に取り組むとともに、インシデント発生の際には速やかな対処と再発防止に努めている。

(2) 情報セキュリティ監査

情報セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティ内部監査を平成28年度から実施しており、令和6年度は24課の監査を実施した。

(3) ICT部門における業務継続計画

大規模災害の発生時や感染症拡大時においても、必要な情報システムの稼働を確保することにより市民生活への影響を最小限に抑えることを目的に、ICT部門における業務継続計画(ICT-BCP)を策定した。

情報システムの継続性の強化、適切な維持管理に取り組むとともに、この計画に基づき、災害時の適切な対応に向け、研修・訓練等を行っている。

第10章 情報公開・個人情報保護

市民情報・相談課

第1節 情報公開

市民参加による公正で開かれた市政の実現を目指すため、平成5年7月1日に施行した平塚市公文書公開条例を廃止し、新たに平成15年7月1日に平塚市情報公開条例を施行した。

本市における情報公開制度は、主として、行政文書の公開制度により構成しているが、これを補完する情報提供についても拡充に努めている。

なお、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、平塚市情報公開条例を改正し、非公開情報を見直すとともに、公開請求に係る手数料に関する規定等の整備を行った。

令和6年度における運用状況は次のとおりである。

1 行政文書公開請求・申出の状況

行政文書公開 請求件数	任意的公開 申出件数	合 計
74件	43件	117件

2 行政文書公開請求・申出の実施機関別内訳

実 施 機 関 名	件 数
市長	97 (34)
教育委員会	18 (9)
選挙管理委員会	0 (0)
公平委員会	0 (0)
監査委員	0 (0)
農業委員会	0 (0)
固定資産評価審査委員会	0 (0)
病院事業管理者	1 (1)
議会	3 (0)
合 計	119 (44)

() 内は申出件数。

※1つの請求で複数の実施機関にまたがっているものがあることから、請求等の件数と異なる。

3 行政文書公開請求・申出の処理内訳

区 分	行政文書 公開請求 件 数	任意的 公開申 出件数	合 計 件 数
公 開	32	20	52
一 部 公 開	23	21	44
拒 否	23	10	33
審 査 中	4	0	4
取 下 げ	4	3	7
合 計	86	54	140

※1つの請求で複数の決定を行っているものがあることから、請求等の件数と異なる。

4 審査請求の処理状況

	件 数
審査請求件数	0
(平塚市情報公開審査会に諮問)	0
審議件数	2
(答申件数)	2
(次年度へ継続審議)	0
取下げ	0

5 附属機関等の会議公開状況

	附属機関	懇話会等	その他の会議	合 計
附属機関等の数	72	8	6	86
会議開催数	159	17	21	197
(公開)	88	6	21	115
(一部公開)	10	3	0	13
(非公開)	61	8	0	69
傍聴者があった会議数	10	0	3	13
傍聴者数	24	0	6	30

第2節 個人情報保護

市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するため、平成7年7月1日に平塚市個人情報保護条例を施行した。

なお、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、当該条例を廃止し、本市でも同法により本市の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の保護と適正な運用を図っている。

同法が条例に委任している事項を定めた「平塚市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定した。(令和5年4月1日施行)

令和6年度における運用状況は次のとおりである。

1 利用状況（簡易開示は除く）

請求区分	請求件数
開 示	39 件
訂 正	0 件
利用停止	0 件
合 計	39 件

2 開示請求等処理内訳（簡易開示は除く）

請求区分	開 示	訂 正	利用停止	合計件数
開 示	25	0	0	25
部分開示	9	0	0	9
不 開 示	3	0	0	3
審 査 中	3	0	0	3
取 下 げ 等	1	0	0	1
合 計	41	0	0	41

※1つの請求で複数の決定を行っているものがあることから、実際の請求件数と処理内訳の件数が異なる。

3 審査請求の処理状況

	件 数
審査請求件数	0
(平塚市個人情報保護審査会への諮問)	0
審議件数	0
(答申件数)	0
(次年度へ継続審議)	0

4 平塚市個人情報保護審査会への 諮問状況

	件 数
諮問件数	0
審議件数	0
(承認)	0
(不承認)	0
(取り下げ)	0

5 個人情報ファイル簿登録状況

	登録数
市長	219
教育委員会	9
選挙管理委員会	1
公平委員会	0
監査委員	0
農業委員会	2
固定資産評価審査委員会	0
病院事業管理者	2
合 計	233

6 簡易開示の状況

簡易開示請求があつた試験	簡易開示件数
6	18

7 平塚市個人情報保護安全管理措置基準 8-2
 (1) (電子計算機による外部委託等) に基づく
 登録件数 226 件

8 個人情報の漏えい事故等の件数 54 件

